

# ジュディス・バトラーにおける「身体」の「政治性」

On the “Politics” of “Body” in the Theory of Judith Butler

大 貫 拳 学

## 要 旨

ジュディス・バトラーのパフォーマティヴィティ概念は、「身体」の物質性を軽視しているとの指摘を受けてきた。一方で主として2000年代以降において、バトラーが「生のあやうさ」を論じるなかで、物質としての「身体」に着目するようになったともいわれる。ここでバトラーは、身体的ニーズや社会運動の身体化を強調するのである。すなわち、「身体」をめぐる「政治」が論じられている。以上をふまえ本稿は、バトラーにおける「身体」の「政治性」を再考するものである。バトラーが「アセンブリ」の意義とする「身体」の「現れ」とは、言語外部の「身体」を実体視するものではなく、身体に関する別様の物質化によって、規範的身体を疑問に付す過程と考えるべきである。かかる観点から、ネオリベラリズム体制下での「性」をめぐる支配への抵抗についても論じた。本稿の議論で身体／言語、生の被傷性／被傷性の格差の関係も問い直される。

キーワード：ジュディス・バトラー、パフォーマティヴィティ、倫理、身体

## 1. 問題設定

ジュディス・バトラーのパフォーマティヴィティ概念は、とりわけ性別二元論の否定ゆえに、「身体」の物質性を軽視しているとの批判を受けてきた。一方で主として2000年代以降において、バトラーが「倫理」に焦点を当てるとともに、物質としての「身体」に着目するようになったといわれる。すなわち、バトラーは「生のあやうさ」や「アセンブリ（議会外の集会・デモ）」を論じるにあたって、生存の物質的条件たる「身体」や社会運動の「身体化」を強調するのである。こうして、「身体」をめぐる「政治」が論じられることになる。

本稿の目的は、以上の背景をふまえて、バトラーにおける「身体」の「政治性」を再検討す

ることにある。以下ではまず、バトラー理論の展開を振り返りながら、2000年代以降のバトラーにおける「身体」の位置を確認する。そして、言語行為と身体との関係を論点として抽出する（第2節）。そのうえで、ジェンダー・パフォーマティヴィティと「身体」の物質性の関係についての議論を手がかりとして、「アセンブリ」による「身体」の「現れ」の意義を考える。それは身体に関する別様の物質化によって、規範的身体を疑問に付す過程と捉えられるだろう（第3節）。最後に、ネオリベラリズム体制での「性」をめぐる支配を事例に、かかる理論的把握の現代的含意を論じたい。ネオリベラリズムのもとでは、身体的同一性の幻想を拒絶し、既存の制度の「剰余」に向き合うことが極めて重要となる（第4節）。

## 2. 倫理と政治的身体

### 2-1 「パフォーマティヴィティ」から「倫理」へ

ジェンダー・パフォーマティヴィティをめぐる議論で「身体」の構築性を指摘したバトラーは、その後、物質としての「身体」をポジティブに語るようになった。まずは、この経緯を跡付けることから始めよう。

バトラーは「権力の法システム」による「主体」の「生産」を論じるが (Butler 1990=1999: 20), そこではフーコー的な「権力」と精神分析の「法」が重ね合わせられている。さらにバトラーは、ジョン・L. オースティンの言語行為論を参照して、主体化を言語の「反復・引用」によるパフォーマティヴな過程と捉えるのである (Butler 1997a=2004: 81)。とりわけフェミニストとして性別二元論を批判するバトラーは、「女」という主体を産出する権力に焦点を当てる。そもそもバトラーによれば、生物学的性別とされるセックスも「ジェンダーと呼ばれる文化構築された装置がおこなう結果」 (Butler 1990=1999: 29) である。それゆえバトラーの議論は、セックス/ジェンダー二分法を否定し、身体の言語的構築を強調したものと解されている。

同時にバトラーは、パフォーマティヴィティには、現行秩序への抵抗の契機があるという。すなわち支配的秩序への抵抗は、言語行為の引用/反復による「脱文脈化」が可能にする (Butler 1997a=2004: 224)。またこの「攪乱」には、ラカン派の「想像界」を読み替えることで理論的説明が与えられている<sup>1)</sup>。「想像界は……法によって構造化されるが、法に直接従属しているわけではない」 (Butler 1997b=2012: 118) から、それをアイデンティティの十全な構成が不可能であることを示すもの、すなわち「象徴界」に内在する非決定性と読み替えるこ

とができるのだ。

こうして主体のパフォーマティヴな(脱)構築を論じたバトラーは、当初「倫理」を自己に内化された道徳規範の作用と等値していた (Butler 1997b=2012: 第1章・2章)。たとえばそれは、同性愛を禁止する統制権力のように脱構築されるべき「道徳性」である (Butler 1997b=2012: 101)。だが、その後の議論において、ミシェル・フーコーやイマニユエル・レヴィナスなどをふまえ、「倫理」は自己のなかの「他者」に応答し、規範への批判をなすことを示すようになる。

……自分自身を説明せよという要求に応答することは、主体(自己, エゴ, 自我 moi, 一人称の視点)形成を考察し、その責任=応答可能性への関係を考察することなのである。自分自身を決して完全には説明できない主体とはおそらく、存在の語りえないレベルにおいて、倫理的意味を伴うかたちで他者へと関連づけられていることの結果である。(Butler 2005=2008: 246-7)

バトラーは、議論の文脈や社会情勢に応じて、「倫理」や「道徳」を様々な意味で用いていたのだが<sup>2)</sup>、図式的に述べれば、「倫理」は攪乱の対象から、攪乱そのものへと移行したのである。

このような「倫理」への着目は、バトラーの時代認識を背景としている。戦争を正当化する国家暴力、グローバル資本主義、世界各地での移民の排除、強固なミソジニーとホモフォビアなどをみれば、現代社会では「生きるに値しない生」の排除が行われているのは明らかである。バトラーは「倫理」を論じるにあたって、かかる状況への批判的なポジションを明確にする。「もし『私』が社会的生の刻印から実質的に引き離されることがないなら、倫理とは……

社会批判をも前提とする」(Butler 2005=2008: 247)。

その際バトラーは、「生の被傷性 vulnerability」を重視する。主体の非完結性を強調するバトラーにとって、私たちは他者との関係なくしては存在しえず、またつねに他者からの迫害にさらされている。「被傷性とは『私』の形成に先立つ」(Butler 2004=2007: 67) から、私たちの「生」は本来的に「被傷性」を帯びた「あやうい」ものである。そして「生のあやうさ」が、私たちに「倫理的な義務を課す」(Butler 2009=2012: 34)。また、「政治的に誘発された生のあやうさの最大化された状態を特徴づける」ものを、バトラーは「プレカリティ precarity」と呼ぶ (Butler 2009=2012: 38)。ここで重要なのは「被傷性はさまざまな仕方で配分」(Butler 2004=2007: 5) されているということである。

生のあやうさのこのような格差をとまなう配分は、物質的な問題であると同時に認知に関わる問題でもある。その喪失が嘆かれうるものではなく、したがって価値あるものではないと「みなされる regarded」生は、飢餓や不完全就業、法的な権利の剥奪、そして暴力や死に不平等にさらされることといった重荷を、負わされることになるからだ。(Butler 2009=2012: 37)

「生存の権利」は、ジェンダー、セクシュアリティ、婚姻の有無、階層、国籍、宗教等によって、不平等にしか保障されない。私たちは「生のあやうさ……が不平等にわりふられていることに反対」しなければならない (Butler 2009=2012: 34)。

かくして「倫理」は、「生の被傷性」を「感受」するとともに、「プレカリティ」に抵抗することを要請するのだ。

## 2-2 プレカリティへの抵抗と「身体」

バトラーは、「生存の権利」をめぐる被傷性の拡大や格差を論じるなかで、身体として存在できる／できないことの考察に進む。その試みは「新しい身体の存在論」とも名づけられる。

……わたしが主張したいのは、わたしたちが、法的保護を受ける権利や、生きつづけ、繁栄する権利について、より広範な社会的、政治的な主張をしようとするならば、なによりもまず新しい身体の存在論に裏付けられなくてはならない、ということである。あやうさ、傷つけられ害をなされうるということ、相互に依存しあっているということ、さらされているということ、身体がもちこたえるということ、欲望、仕事、そして、社会的な帰属と言語との要求についての再考をとまなう、新しい身体の存在論に。(Butler 2009=2012: 11)

プレカリティは直接、身体的生存に関わっており、また被傷性の不均衡な配分によって、生存が脅かされている者がいる。したがって、「プレカリティは、身体的必要=欲求の組織化と保護に取り組む政治の次元と切り離すことはできない」(Butler 2015=2018: 156)。それとともに、身体はプレカリティへの「抵抗」のありかを示すものでもある。バトラーは、「新たな社会運動」における「アセンブリ」にあっては、「身体が集合することが重要」であるという (Butler 2015=2018: 14)。それはパフォーマンス的な効果として、社会的マイノリティの存在や、さらには人民主権を可視化する。

……私の考えでは、抵抗を特徴付ける協調した行動は、時として口頭での言語行為や英雄的な闘争にも見出されるが、また拒絶、沈黙、運動、動くことの拒否という身体的な身振りにも見出されるのであって、

それらは、よりラディカル・デモクラシー的で、より実質的に相互依存的であるような新たな生き方を要求する行動そのものにおいて、平等のデモクラシー的諸原理や、相互依存の経済的諸原理を行為化するのである。(Butler 2015=2018: 283 [強調は引用者])

バトラーによれば、人民主権は、議会制民主主義に「移譲され得ない何か」を残す (Butler 2013=2015: 56)。つまり、人民主権は「政治権力の議会制という形態を正当化するとしても、それは同様にこの権力の正当性を否定する力をも保持する」(Butler 2013=2015: 56)。身体的行為たるデモは、議会制民主主義の制度的決定に異議を投げかけ、これに抗議する。こうした「議会制」を「越え出る部分」にアセンブリの意義があるといえよう (Butler 2013=2015: 56)。

それは、ハンナ・アーレントのいう「現れ」を構成する。古代ギリシャのポリスを民主制のモデルとするアーレントにおいて、公共性を特徴づける「現れの空間」とは、「人びとが、他人と取り換えることのできない真実の自分を示しうる唯一の場所」<sup>アピアー</sup>、「私が他人の眼に現われ、他人が私の眼に現われる空間であり、……その<sup>アピアランス</sup>外形をはっきりと示す空間」(Arendt 1958=1994: 65, 320) である。アーレントは、「私」「他人」さらに「真実の自分」という語を用いているが、これは自己や他者を固定したものと読まれるべきではない。むしろ「私」が「他者」に開かれていること、私たちが「取り換えることのできない」存在であることに着目する必要がある。アーレントについての脱構築的読解は、アーレントの理論に自我の複数性やアゴーンを発見するが (Honig 1995=2001)、バトラーも、他者の他者性を共約不可能なまま尊重することに公共性の理念を見出しているといえよう。

とはいえバトラーは、これまでのフェミニストたちと同様に、アーレントの理論が「身体的な生の次元」を公共空間から排除していることを批判する (Butler 2015=2018: 62-4)。アーレントにおいては、政治的領域である公共空間では、生活の必要性から解放された男性が言語による活動を行うのに対し、私的領域は必要性に支配された労働の空間であり、そこでは家長男性による女性や奴隷の支配がなされていた。「女性化された身体」は「語る男性市民……の可能性の条件である」(Butler 2015=2018: 62)。つまり、女性は身体性と結びつけられ、それゆえに非政治的なものとみなされたのである。これに対してバトラーは、政治の対象としての「身体」<sup>アピアー</sup>、「身体」による「政治」を主張したといえるだろう。バトラーが「抵抗とは複数のでなければならず、それは身体化されていなければならない」(Butler 2015=2018: 282) と述べる時、諸身体の集合が公共空間への権利をパフォーマンスに主張することが含意されている。

こうして、バトラーは「身体が政治的に『語る』」こと、「政治的要求が諸身体によってなされる」ことを強調する (Butler 2015=2018: 110-1)。バトラーは「身体に固有の行為遂行性」(Butler 2015=2018: 110) を論じるのである。

### 3. 「身体の物質性／物質化」をめぐる

#### 3-1 身体の二重性

バトラーについては、「ジェンダー・パフォーマンスティヴィティ」から「倫理」への「転回 turn」が指摘されるが、同時に「身体」への「回帰 turn」を見出す向きもあるだろう (cf. Moya 2015, Walker 2015)<sup>3)</sup>。もっともバトラーは、「身体の存在論」は「政治的な秩序や解釈の外に存在するものではない」(Butler 2009=2012: 11) と、あるいは「身体的欲求と

いう概念を……表象的図式から切り離すいかなる方法も存在しない」(Butler 2015=2018: 233)と留保を付している。そこで本節では、バトラーがジェンダー・パフォーマティヴィティを論じる際に「身体」の「物質性」をいかに扱っていたのかを再確認したうえで、改めて「身体」の「政治性」に戻りたい。

ジェンダー・パフォーマティヴィティの観点から「身体の物質性」が直接的に論じられているのが、『問題=物質となる身体』である(Butler 1993=2021: xiv)。同書でバトラーは、「私たちが物質と呼ぶ境界、固定性、表面の効果を生み出すべく時間をかけて安定化していく物質化 *mateliarization* の過程」を考えるべきだという(Butler 1993=2021: 16)。フーコーにおいて、主体化の権力は「身体や身体の物質的現実」を「掌握・支配」によって「組織化していく」が(Foucault 1976=1986: 196)、バトラーによれば、それは「身体を効果的に物質化する」ことにほかならない(Butler 1993=2021: 46)。こうしてバトラーは、言語的・時間的側面を含んだ物質性 *materiality* を理論の対象にする。

「物質性」は権力のある種の効果を指し示している。あるいはむしろ、「物質性」は、その形成的もしくは構成的効果において、権力そのものなのである。権力が対象領域、すなわち理解可能性の領野を自明視される存在として構成することで首尾よく作動する限りにおいて、権力の物質的諸効果は、物質的与件あるいは原初的与件と見なされてしまう。(Butler 1993=2021: 48)

バトラーにあっては、言語の外部に位置づけられる「物質」とは、哲学的言説が自らの首尾一貫した体系性を維持するために生産したものである。プラトン以来の西洋形而上学は、形相(形式) *form*/質料(物質) *matter* という二

項対立を維持してきた。しかし、そもそも可能態としての質料は、現実態としての形相を通してしか把握できない(Butler 1993=2021: 45)。バトラーの議論は、形相/質料という二元論が、何をどのように排除してきたのかについての系譜学を通して、かかる二元論の脱構築を試みるものである。

哲学的言説のファロゴセントリズムは、形相/質料という二項対立の后者に女性を置いてきた。言語や理性という男性性との対比で、女性性は身体性や物質性によって特徴づけられる従属項なのである。こうした男性的言語・理性を優位とする思考に抵抗したのが、フェミニストの哲学者たちである。ただしそれは、従属項としての女性性を素朴に称賛するものではない。

リュス・イリガライによれば、男性的な言語に抗するために再形象化すべき「女性的なるもの *the feminine*」とは、男性性/女性性という二元論の一項を構成するものではなく、かかる二元論を可能にするための前提としての物質性 *materiality* の位置にある(Irigaray 1977=1987)。バトラーは、イリガライを肯定的に評価しながらも、「女性」を「外部」に固定するかのような議論には同意しない(Butler 1993=2021: 57-8)。それは、言説的な「内部」への批判として不十分であり、「女性的なるもの」の「外部」を無視することになるからだ。とはいえ、「物質性」が思考の前提として自明視されるがゆえに、思考から排除されてきたものであるという点は重要である。

かくして、物質(性)としての身体には「二重の審級」がある(Butler 1993=2021: 72)。すなわち、言語と対比され「原初的与件」とみなされる身体、さらに、かかる二元論の構成的外部にある形象不可能なものである。理解可能性の枠組みにおける身体と、それを成立させるために排除される身体といってもよいだろう。バトラーは、フーコーの主体化論のなかに身体の物質化に関する機制を発見したが、そのうえ

で「フーコーは、『主体』の生産はある程度まで、身体の従属化、さらには身体の破壊を通じて、生起する、とも示唆している」(Butler 1997b=2012: 112-3) と述べる<sup>4)</sup>。主体化の権力は「身体」を「形成」するとともに「破壊」するのだ。

このように考えると、アーレントが無視していたのは、私的領域における有徴化された身体で、公的領域において「原初的与件」とされる身体はむしろ自明視されている。たしかに、アーレントは「身体的な生の次元」に注意を払わなかった。しかしそれは、アーレントが「身体」について構築主義的立場をとったからでも、「身体の物質性」を脱構築したからでもない。むしろ、「物質的与件あるいは原初的与件」としての「身体」を自明視していたがゆえに、「身体」を形成・破壊する権力に無自覚であったのだ。

### 3-2 「語る身体」と物質化

バトラーは、言語行為によるパフォーマティヴな攪乱を論じるにあたって、ショシャナ・フェルマンに言及する。フェルマンがドン・ジュアンを事例に示すのは、「(愛の) 約束」や「誘惑」という言語行為は、それ自体がドン・ジュアンにとって「歓楽」の源泉となっているということだ。併せてフェルマンによれば、言語行為が「不発」であったり、「失敗」したりした場合でも、そこには「歓楽」が存在する。この点、バトラーは次のように述べている。

……フェルマンが示唆しているのは、発話行為が、発話する身体的行為であるにもかかわらず、自分が何をしているかについてある部分ではつねにまったく無知なために、それが意図していない事柄を語ってしまうことであり、そのため発話行為は、ときに支配や制御の表徴になろうとしても、そうならないということである。彼女が注

意を向けているのは、語る身体が、それが「語っている」内容に収斂できない事柄を意味してしまうメカニズムである。(Butler 1997a=2004: 17)

フェルマンは「<sup>ランゲージ</sup>言語と身体の関係」に着目し、「身体」に由来する「逸失の行為」を論じる (Felman 1980=1991: 116, 147)。ここでフェルマンが「行為とは現実における一種のエクリチュールである」(Felman 1980=1991: 115) と述べるとき、「身体」を強調しつつ、言語／身体の二元論を揺るがしている<sup>5)</sup>。バトラーは「発話行為が身体的行為である」(Butler 1997a=2004: 18) というが、身体的行為も言語的といえるだろう。

そもそも、バトラーがフェルマンの「身体」を参照するのは、発話の「意図」と「効果」のズレに着目したからであった。オースティンや、その言語行為論を受け継いだ多くの理論家は「発語内行為」を重視するが、バトラーは「発語媒介行為」に言語行為論の意義を見出している<sup>6)</sup>。バトラーによれば、発語内行為は発話の意味を発話者という起源に固定させてしまう。これに対して発語媒介行為は、発話の意味を発話主体から引き離すことで、攪乱の契機になりうるのである。バトラーは、ヘイトスピーチに「対抗」する「戦略」について次のように述べている。

もしも中傷的な発話の行為遂行性を、発語媒介行為のようなものと考えたら（発話には効果をもたらすが、効果そのものでないならば）、そのような発話は、一連の不必要な効果を生産したという理由でのみ、中傷的な効果を与えるものとなる。したがってそれとはべつの効果がその発言から生じることになれば、そのときこそ、そういった発言を利用し、逆転させ、べつの文脈を与えることが可能となる。(Butler 1997a

=2004: 61-2)

それゆえ、「交差対句のように関連しあっている」(Butler 1997a=2004: 19)<sup>7)</sup>言語と身体において作用する発語媒介行為を考えるべきである。こうした発語媒介行為による意図と効果のズレは、パフォーマンスの「時間性」に見出される<sup>8)</sup>。バトラーは、「『セックス』とは、時を通じて強制的に物質化される理想的=理念的構築物」だと述べ (Butler 1993=2021: 4)、「物質 materia, hyle は、……常にある意味で時間的なものである」(Butler 1993=2021: 43) という。それは単に通時的変化を意味するのではない。

前述のようにバトラーは、ラカン派の「想像界」を再解釈することで、言語構造の非決定性にパフォーマンスな攪乱の可能性を求めているが、その一方で、スラヴォイ・ジジエクが「現実界」<sup>9)</sup>を偶発性の機制とみなすことを批判する。ラカン派の「現実界」概念は言語の外部にジェンダー化された領域を設定してしまっていることが、フェミニズムから指摘されてきた。しかしここでは、言語の非決定性という「普遍」的「構造」に、「歴史的」領野たる偶発性を従属させていることが問題となる (Butler et al. 2000=2002: 362-3)。つまり、バトラーは言語の非決定性についてはジジエクと同様の立場でありながらも、それを歴史性の「条件」とみなすことを拒絶するのだ。言語行為の「歴史性」と言語「構造」は「まとめて思考」(Butler et al. 2000=2002: 364) しなければならないという。言語の非決定性自体に歴史性があるとともに、歴史性とは非決定的なものである。

したがって、物質としての身体も、物質性を排除する物質化の原理と切り離すことはできず、いわんや後者が前者の一方的な「条件」というわけではない。両者はいわば同時的なものといえる。本稿での議論にもとづけば、アセンブリにおける「身体」の「現れ」とは、別様の

物質化が規範化された身体を疑問に付す過程であるが、その作用は、物質性の外部にある超越的原理ではない。

#### 4. 「性」の再編とネオリベラリズムへの抵抗

バトラーは「生のあやうさ」の議論において、「身体的」ニーズやプレカリティへの抵抗の「身体化」を強調した。ただしバトラーは、「物質」としての「身体」を「言語」の外部の独立したものと捉えているわけではない。本稿の考察は、これらの関係を問うものでもあった。そして、アセンブリにおける「身体」の「現れ」は、別様の物質化によって規範的身体を疑問に付す過程であることを論じてきた。最後にかかる理論的把握の現代的意義を明らかにしたい。

現在、新自由主義の席卷と並行して「性」の再編が進んでいる。国民国家の内部でも、地球規模でも経済格差が拡大する一方で、いわゆる「先進」諸国では、女性の「活躍」がもてはやされ、「LGBT」の存在が可視化されてきたように見える。しかし、「性」をめぐる「自由」や「平等」が達成されたと考えるのは早計である。むしろ、階層/エスニシティなどの他の「差異」を巻き込みつつ、既存の格差は拡大し、新たな不平等が出現しているといえるだろう。実際、グローバル資本主義へのフェミニズムの回収、LGBTブームとネオリベラリズムの「親和性」も指摘される (河口 2013; 菊池 2019)。「差異」や「多様性」が表面上は賛美されることで、社会の構造的不平等は隠蔽されているのである。こうした状況において、複雑な権力関係による「インターセクショナルリティ」が問題化されるようになってきた (Collins and Bilge 2020=2021)。

この点、ナンシー・フレイザーは、「[資本]蓄積の新形態は女性の賃労働の上に築かれてい

る」として、「ネオリベラル時代のフェミニズムの運命は、パラドックスの様相を呈している」という (Fraser 2009=2011: 45-6)。またリサ・ドゥガンがアメリカ合衆国のゲイ解放運動を事例に論じるのは、ネオリベラル体制での「新たなホモノーマティヴィティ」が、婚姻制度への同化を求めるなど、既存の社会秩序への適応を志向するものとなっているということである (Duggan 2012)。つまり、ジェンダー／セクシュアリティの運動には「脱政治化」の傾向が認められる。そしてフレイザー、ドゥガンに共通しているのは、ネオリベラリズムの時代にあっては、「再分配」の問題が改めて重要になるという認識である。とくに「資本主義には、再分配の要求よりも承認の要求の方が組みやすい」(Fraser 2009=2011: 46)と述べるフレイザーは、かねてからバトラーを後者の代表的論者として直接的に名指してきた (Fraser 1995=2001: 128-9)。もっともバトラーは、承認／分配という二元論を拒絶しており (Butler 1998=1999)、また(狭義の「承認論」と異なり)アイデンティティの脱構築を重視する。だが、その点もふまえたうえで、バトラーの社会運動論は「新たな承認論」などと捉えられてもいる (cf. Reinmuth 2016)。

しかし、物質／言語の脱構築を志向してきた本稿の立場からは、承認／分配という二元論も採用できない。フレイザーは「再分配の政治」が「差異」を「廃止」しようとするのに対し、「承認の政治」は「差異」を「肯定」という (Fraser 1995=2001: 108)。フレイザーの議論を前提にすると、ネオリベラリズムは、「差異」を認めながら、財の再配分を否認する体制であり、これに抗するには、身体的同一性に依拠して身体的ニーズを主張すべきということになる。しかしこのような想定こそが、ネオリベラリズムの罠ではないのだろうか。

かつて筆者は、福祉国家体制からネオリベラリズムへの移行を次のように整理した。福祉国

家においては、個々の政策の妥当性は別としても、再分配が政治的課題になっていた。ただし近代社会が「主体」の自律性にもとづく以上、身体的同一性が疑われることはなく、したがって「生の被傷性」の感受は十分ではない。しかし、ネオリベラリズムの時代においては、「生の被傷性」の公正な配分も目指されなくなる。しかもそれは、「生の被傷性」それ自体の徹底的な否認がもたらしている (大貫 2018: 98-9)。つまり、ネオリベラリズムは、「経済効率性」「自己責任」というイデオロギーによって、「他者」なき「自己」を想定するが、それは「身体」の同一性に対する強迫的なまでの固執を意味する。

たしかに、ネオリベラリズムに抗するためには、人々の「身体的ニーズ」への配慮が求められる。だが、身体の同一性を基盤におくべきではない。本稿で再考した「身体」の「現れ」とは、身体的ニーズの対象をめぐる政治であり、そこにおいて、ニーズの対象としての「身体」の「物質性」がパフォーマンス的に「現れる」のである。それは、同一性が自明視される(それゆえ、身体であることすら問われることのない)規範的身体そのものを疑う過程でもある。フレイザーは、承認／分配をめぐる政治の「矛盾」を指摘したが、こうした見かけの「対立」を作出する社会状況こそ、問題にしなければならない。かかる状況やそれに対する抵抗のあり方は、身体の物質化／脱物質化として把握すべきではないだろうか。

またバトラーにあっては、「身体的被傷性」は「生」の「一般化された条件」であるものの (Butler 2009=2012: 35)、その拡大や格差は政治的にもたらされるという。しかしながら、まず「身体」が存在し、各身体のあいだに「被傷性」の格差が生じるのではない。物質としての身体は、物質性を排除する物質化の原理によって、まさに物質化されるのであるから、「被傷性」をもたらし権力によって、その格差が生じ



ることになる。「被傷性」(の感受)とその格差(への抵抗)は、段階的なものでも、別個の現象でもない。構成的外部としての「身体」は、「身体」の物質化に先立って措定されるのではないのだ。

だとすれば、グローバル化の進展する現代において、ジェンダー、セクシュアリティ、階層、国籍等は独立した変数ではない。「インターセクショナリティ」という分析視点をめぐっては、アイデンティティ・ポリティクスに陥っているとの批判がある一方、戦略的本質主義として、その有用性が主張されている(Collins and Bilge 2020=2021: 第6章)。しかし、そもそも各カテゴリーが予め存在し、それらのあいだに不平等な関係が構築されるのではなく、カテゴリーを関連づける諸力によって、それぞれのカテゴリーが構成されるといえる。このような観点から、「インターセクショナリティ」概念を問い直すことも可能だろう。

そして、既存の制度からの「剰余」に向き合うことのなかに「倫理」があるから、「プレカリティ」に抵抗するパフォーマンスな身体的実践は、ときに非合法とされる実践をも含む。「身体」の「現れ」は、法による身体の物質化を超越すること、それによって非規範的身体の存在を可能にすることに、その価値がある。とくに現代の制度的規範は、「自由」「平等」を理念としながらも、それらを制限することで成立している。それゆえ、制度の「剰余」を感受しながら、被傷性の拡大や格差を是正していかなければならない。「アセンブリ」の理念は、議会で制定された実定法規範に回収されえないものなのである。

## 注

- 1) ラカン派精神分析において「父の法」が支配する言語的秩序たる「象徴界」のなかで人は主体となるが、「象徴界」に回収されえない次元を「現実界」という。また「想像界」は「象徴界」参入

に先立つイマーゴの次元で、「象徴界」と「現実界」のあいだに位置づけられる(Lacan 1975=1991 [上]: 第VII章)。

- 2) バトラーにおける「倫理」論の展開、および「倫理」と「道徳」の関係性については、大貫(2018: 91-2)も参照。
- 3) こうしたバトラーの議論を、近時の「(新)実在論」の流れに位置づけることも可能である。ただし本稿は、「身体」を(言語外の)「実在」とは捉えていない。
- 4) バトラーの指摘は、フーコーによる次の記述をふまえたものである。「肉体、さまざまな出来事の刻み込まれる平面(言語はそれらをうち出し、観念はそれらを分解させるのに対して)、自我の解体の場(その自我にひとは実質的な統一性という妄想をおしつけようとするのだ)、不断に風化状態にある量塊。」(Foucault [1971] 1994=1999: 20)
- 5) フェルマンは別の箇所で、「身体的なるものと言語的なるものの、身体から言語への、行為から言説への不可分の関係」(Felman 1980=1991: 117)を指摘する。
- 6) オースティンは、発話にかかる行為の3つの側面を区別する。すなわち、①「何ごとかを言う」という「発語行為 locutionary act」、②発語行為の遂行それ自体「において in」なされる「発語内行為 illocutionary act」、③発語行為や発語内行為の遂行「によって by」、「いま一つ別種の意味の行為を遂行することである」というような言葉の使用の第三の意味としての「発語媒介行為 perlocutionary act」である(Austin 1962=1978: 164-77)。
- 7) ここでの「交差対句」はモーリス・メルロ＝ポンティの用法にもとづいていると思われるが、メルロ＝ポンティの身体論をバトラーのパフォーマンス概念と架橋する試みとして長野(2020)がある。
- 8) パフォーマンスの「時間性」については、大貫(2014: 第5章)で詳細に論じている。
- 9) 「現実界」については注1)を参照。

## 言及した文献

(引用にあたって訳文の表記は適宜変更した)

- Arendt, Hannah, 1958, *The Human Condition*, Chicago: The University of Chicago Press. (志水速雄訳, 1994, 『人間の条件』筑摩書房.)

- Austin, John L. (James O. Urmson ed.), 1962, *How to Do Things with Words*, Oxford: Oxford University Press. (坂本百大訳, 1978, 『言語と行為』大修館書店。)
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York and London: Routledge. (竹村和子訳, 1999, 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社。)
- Butler, Judith, 1993, *Bodies That Matter: On the Discursive Limits of "Sex."* New York and London: Routledge. (佐藤嘉幸監訳, 2021, 『問題=物質となる身体——「セックス」の言説的境界について』以文社。)
- Butler, Judith, 1997a, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, New York and London: Routledge. (竹村和子訳, 2004, 『触発する言葉——言語・権力・行為体』岩波書店。)
- Butler, Judith, 1997b, *The Psychic Life of Power: Theories in Subjection*, Stanford: Stanford University Press. (佐藤嘉幸・清水知子訳, 2012, 『権力の心的な生——主体化=服従化に関する諸理論』月曜社。)
- Butler, Judith, 1998, "Merely Cultural," *New Left Review*, 227: 33-44. (大脇美智子訳, 1999, 「単に文化的な」『批評空間』第Ⅱ期 23: 227-40.)
- Butler, Judith, 2004, *Precarious Life: The Powers of Mourning and Violence*, London and New York: Verso Books. (本橋哲也訳, 2007, 『生のあやうさ——哀悼と暴力の政治学』以文社。)
- Butler, Judith, 2005, *Giving an Account of Oneself*, New York: Fordham University Press. (佐藤嘉幸・清水知子訳, 2008, 『自分自身を説明すること——倫理的暴力の批判』月曜社。)
- Butler, Judith, 2009, *Frames of War: When Is Life Grievable?*, London and New York: Verso Books. (清水晶子訳, 2012, 『戦争の枠組——生はいつ嘆きうるものであるのか』筑摩書房。)
- Butler, Judith, 2013, "'Nous, le peuple': réflexions sur la liberté de réunion," Alain Badiou, Pierre Bourdieu, Judith Butler, Georges Didi-Huberman, Sadri Khiari et Jacques Rancière, *Qu'est-ce qu'un peuple?*, Paris: La Fabrique éditions, 53-76. (市川崇訳, 2015, 「われわれ人民——集会の自由についての考察」『人民とは何か?』以文社, 53-80.)
- Butler, Judith, 2015, *Notes toward a Performative Theory of Assembly*, Cambridge and London: Harvard University Press. (佐藤嘉幸・清水知子訳, 2018, 『アセンブリ——行為遂行性・複数性・政治』青土社。)
- Butler, Judith, Ernesto Laclau and Slavoj Žižek, 2000, *Contingency, Hegemony, Universality: Contemporary Dialogues on the Left*, London and New York: Verso Books. (竹村和子・村山敏勝訳, 2002, 『偶発性・ヘゲモニー・普遍性——新しい対抗政治への対話』青土社。)
- Collins, Patricia Hill and Sirma Bilge, 2020, *Intersectionality*, 2nd ed., Cambridge: Polity Press. (下ローレンス吉孝監訳, 2021, 『インターセクショナルリティ』人文書院。)
- Duggan, Lisa, 2012, *The Twilight of Equality?: Neoliberalism, Cultural Politics, and the Attack on Democracy*, Boston: Beacon Press.
- Felman, Shoshana, 1980, *Le scandale du corps parlant: Don Juan avec Austin ou la séduction en deux langues*, Paris: Éditions du Seuil. (立川健二訳, 1991, 『語る身体のスキャンダル——ドン・ジュアンとオースティンあるいは二言語による誘惑』勁草書房。)
- Foucault, Michel, [1971] 1994, "Nietzsche, la généalogie, l'histoire," Daniel Defert et François Ewald eds., *Dits et écrits I: 1954-1975*, Paris: Éditions Gallimard, 1004-24. (伊藤晃訳, 1999, 「ニーチェ, 系譜学, 歴史」蓮實重彦・渡辺守章監修『ミシェル・フーコー思考集成Ⅳ——1971-1973 規範/社会』筑摩書房, 11-38.)
- Foucault, Michel, 1976, *Histoire de la sexualité, vol.1: la volonté de savoir*, Paris: Éditions Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『性の歴史Ⅰ——知への意志』新潮社。)
- Fraser, Nancy, 1995, "From Redistribution to Recognition?: Dilemmas of Justice in 'Post-Socialist' Age," *New Left Review*, 212: 68-93. (原田真見訳, 2001, 「再分配から承認まで?——ポスト社会主義時代における公正のジレンマ」『アソシエ』5: 103-35.)
- Fraser, Nancy, 2009, "Feminism, Capitalism and the Cunning of History," *New Left Review*, 56: 97-117. (関口すみ子訳, 2011, 「フェミニズム, 資本主義, 歴史の狡猾さ」『法学志林』109(1): 27-51.)
- Honig, Bonnie, 1995, "Toward an Agonistic Feminism: Hannah Arendt and the Politics of Identity," Bonnie Honig ed., *Feminist Interpretations*

- of *Hannah Arendt*, University Park: The Pennsylvania State University Press, 135-66. (岡野八代・志水紀代子訳, 2001, 「アゴニスティック・フェミニズムに向かって——ハンナ・アーレントとアイデンティティの政治」『ハンナ・アーレントとフェミニズム——フェミニストはアーレントをどう理解したか』未来社, 194-239.)
- Irigaray, Luce, 1977, *Ce sexe qui n'en est pas un*, Paris: Les éditions de Minuit. (棚沢直子・小野ゆり子・中嶋公子訳, 1987, 『ひとつではない女の性』勁草書房.)
- 河口和也, 2013, 「ネオリベラリズム体制とクィアの主体——可視化に伴う矛盾」『広島修大論集』54(1): 151-69.
- 菊池夏野, 2019, 『日本のポストフェミニズム——「女子力」とネオリベラリズム』大月書店.
- Lacan, Jacques (Jacques-Alain Miller dir.), 1975, *Le séminaire, livre I: les écrits techniques de Freud 1953-1954*, Paris: Éditions du Seuil. (小出浩之・小川豊昭・小川周二・笠原嘉・鈴木國文訳, 1991, 『フロイトの技法論 [上/下]』岩波書店.)
- Moya, Lloyd, 2015, "The Ethics and Politics of Vulnerable Bodies," Moya Lloyd ed., *Butler and Ethics*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 147-92.
- 長野慎一, 2020, 「パフォーマンスティヴィティの基盤としての間身体的ナルシズムの探求——バトラーによるメルロ＝ポンティ解釈への批判を通じて」『三田社会学』25: 92-105.
- 大貫拳学, 2014, 『性的主体化と社会空間——バトラーのパフォーマンスティヴィティ概念をめぐって』インパクト出版会.
- 大貫拳学, 2018, 「J. バトラーの『倫理』概念をめぐって——パフォーマンスティヴィティ理論における『他者性』の観点から」『現代社会学理論研究』12: 90-102.
- Reinmuth, Dorothea, 2016, "Judith Butler and the Politics of Protest," Jochen Roose and Hella Dietz eds., *Social Theory and Social Movements: Mutual Inspirations*, Wiesbaden: Springer VS, 135-54.
- Walker, Drew, 2015, "Two Regimes of the Human: Butler and the Politics of Mattering," Moya Lloyd ed., *Butler and Ethics*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 141-66.

(おおぬき たかみち

佛教大学社会学部准教授)